

# 渋谷区立渋谷本町学園いじめ防止基本方針

令和8年4月再策定

## 1 いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年法律第711号 いじめ防止対策推進法 第1章総則 第2条より）

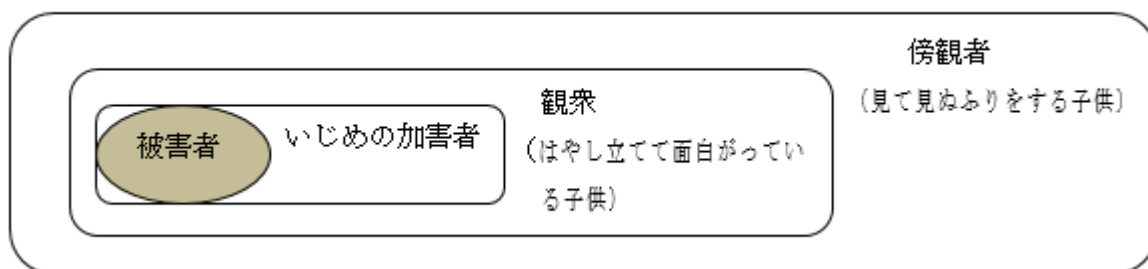
## 2 本校における基本的な考え

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものであり、いじめの加害者と被害者の問題だけではなく、以下のように観衆や傍観者なども含めた集団としての問題でありいじめに無関係ですむ児童・生徒はいない。」という基本認識に立つ。その上で、未然防止を充実させた、いじめのない学校づくりに全力で努める。

学校経営計画でも、人権尊重の精神を基本とし、いじめを許さない心豊かな児童・生徒の育成に努めることを第一に挙げている。具体的には平成26年10月東京都教育委員会発行「東京都におけるいじめ防止等の対策」「渋谷区いじめ防止等対策推進条例」を基に、「渋谷本町学園いじめ防止基本方針」を定め行動する。

なおこの方針は、学校便り・HP等で、保護者・地域等に周知し、迅速かつ的確に解決できるよう連携を強化する。

### いじめの4層構造（森田、1984）



### (1) いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

道徳の授業、特別活動、児童・生徒会による主体的な活動（縦割りグループ等）の取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するとともに、子供同士が主体的にいじめ撲滅に関わる態度を育成する。

### (2) いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。同時に、加害側の児童・生徒のケアも十分に行い、早期解決と再発防止に努める。

**(3) 児童・生徒の取組を支える。**

周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員・保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒を支える。

**(4) 学校一丸となって取り組む。**

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめへの鋭敏な感覚と指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく学校いじめ対策委員会を中心として組織的にこの問題の解決に当たる。

**(5) 保護者・地域・学校運営協議会・関係諸機関と連携して取り組む。**

学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、学校運営協議会、関係諸機関と連携し、いじめ問題解決に向けて取り組む。

なお年度の初めに、学校運営協議会、PTA運営委員会に基本方針についての確認をする。

**3 いじめに対しての取組**

**(1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない～**

- ① 学校いじめ対策委員会を設置し、月1回の定例会を行う。いじめ事案発生時は臨時に緊急開催する。また、構成は、統括校長、副校長、生活指導部担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他統括校長が認めるものとする。
- ② 学校いじめ対策委員会は、いじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関するものを行う。
- ③ 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童・生徒に基礎・基本の定着を図る。
- ④ 児童・生徒に学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感と自尊感情を育む。
- ⑤ 教育活動全体を通して「いじめは人権侵害であり、絶対に許されないことである」ということを児童・生徒に認識させる。
- ⑥ Q-U調査の結果を考察し、学級の状態や生徒一人一人の学級での適応を知り、被侵害得点の高い生徒を把握し対応する。
- ⑦ 5年生、7年生にスクールカウンセラーによる全員面接を行い、子供たちがためらわずに相談できる環境の一つとする。
- ⑧ 毎月のアンケートを活用し、多くの教職員の目で常に情報交換をする。
- ⑨ 看護当番を中心とした校内巡回等により、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。
- ⑩ 年3回のいじめに関する生活指導研修会を実施する。(第1回は4月とする。)
- ⑪ 「いじめ総合対策【第3次】」(令和7年6月東京都教育委員会発行)を活用したいじめ防止のための授業を各学年ふれあい月間の6月、11月、2月の年3回実施する。
- ⑫ インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、教員及び保護者に情報モラル研修を実施し、児童・生徒には情報モラル教育をセーフティ教室等を活用して実施する。
- ⑬ 児童・生徒の声を反映し、児童・生徒会等によるいじめ撲滅のキャンペーン等、子供の主体的な取組を実施し、児童・生徒総会等で確認する。
- ⑭ 「SOSの出し方に関する教育」の授業を中・高等部で夏季休業日前までに1単位時間以上実施する。

## (2) 早期発見～いじめを直ちに発見する～

- ① 朝・帰りの会や授業中、休み時間など、学校生活全体の観察を通し、児童・生徒の些細な変化を捉え対応する。また、専科教員や複数の教員の日常的な情報交換を密にし、教職員全体によるいじめに関する情報を共有する。
- ② アンケート結果を活用し、少しでも気になる内容は、個人情報取り扱いに考慮しながら関係者で共有し対応する。
- ③ 毎月のアンケート（ふれあい・学校生活）の回答状況や、スクールカウンセラーとの全員面接（5年・7年）の結果については学校いじめ対策委員会で報告、検討し対応する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの「見える化」のため、毎月のアンケートの回答状況を見取り、子供の些細な変化を察知する。
- ⑤ 個人面談や地区委員会等を通じて保護者が相談しやすい環境を整備する。
- ⑥ そうだんアプリの説明（4月）、相談機関一覧などをスクールカウンセラー室前等、校内に掲示、および、配布する。
- ⑦ 毎月報告する、いじめ件数の調査を基に、いじめ早期発見の機運を醸成する。
- ⑧ 放課後クラブと定期的な連絡会を実施するなど、常に連携し、放課後における児童の様子について把握する。

## (3) 早期対応～事実確認～

- ① 本人や、双方、保護者からの事実を聞き、いじめ対策委員で事実確認の方策を協議し、組織的に対応する。
- ② 周囲からの事実を聞き、いじめ対策委員で解決に向けた対応方針を協議し、組織的に対応する。
- ③ 学校が聞き取った情報を、関係者及び、保護者に伝え、今後の対応の理解を求める。
- ④ いじめ対策委員会での協議事項や、事実確認した内容については、記録を残し、全ての教職員が確認できるようにする。

## (4) 早期対応～いじめを迅速に解決し、繰り返さない～

- ① いじめられた児童・生徒がいじめを知らせてきた場合、児童・生徒の安全を確保する。
- ② いじめを発見した場合には、速やかに組織的に対応し、学校いじめ対策委員会を招集し、対応方針を立てる。（詳細については、「5 いじめ発覚後の対応について」参照）
- ③ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒に指導する。
- ④ いじめを受けたことによる心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラーと連携し、被害の子供やその保護者のケアを行う。対応については組織的・継続的な観察や指導等を行う。
- ⑤ いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。
- ⑥ 関係機関、専門家等との相談・連携を図る。

#### 4 重大事態への対処

- ① いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。
- ② 重大事態が発生した場合には、統括校長が直ちに渋谷区教育委員会に報告し、協力体制をとり対応する（調査組織も設ける）。
- ③ 重大事態が発生した場合には、東京都教育相談センターに設置されている「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用する。

##### 重大事態

\*いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

\*いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合           などが考えられる。

##### 「渋谷区いじめ防止基本方針」

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- (年間30日を目安：いじめが原因で学校に登校できていない日としてカウント)

## 5 いじめ発覚後の対応について

